

業 務 名 : 令和6年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点: 第4地下水 (北)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	－	－	2024年4月24日	2024年5月15日	2024年6月11日	2024年7月3日	2024年8月6日	2024年9月3日	2024年10月2日	2024年11月6日	2024年12月3日	2025年1月9日	2025年2月5日	2025年3月6日		
採取時刻	－	－	8:51	8:45	9:55	9:50	8:55	8:32	9:00	8:30	8:36	8:36	8:32	9:21		
天候	－	－	曇り	雨	晴れ	曇り	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ		
気温	℃	－	20.9	18.4	27.5	27.7	34.8	28.0	25.0	14.0	8.0	2.0	4.0	10.1		
水温	℃	－	16.3	17.1	19.8	21.6	23.4	24.5	24.2	22.8	20.7	18.0	15.1	15.3		
塩化物イオン	mg/L	－	7700	7700	5200	5700	6800	5200	15000	6800	5900	7100	6900	7900	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	－	5.8～8.6(海域以外) 5.0～9.0(海域)	7.1(24)	7.2(24)	7.3(23)	7.0(21)	6.8(24)	6.9(24)	7.0(24)	7.1(22)	7.2(23)	7.1(22)	7.2(20)	7.0(21)	－	JIS K 0102(2016) 12.1
カドミウム	mg/L	0.003以下	－	－	－	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	0.001	JIS K 0102(2016) 55.4
全シアン	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－	－	不検出 (<0.1)	－	－	－	－	－	不検出 (0.1)	JIS K 0102(2016) 38.1.2及び38.3
鉛	mg/L	0.01以下	0.004	－	－	0.014	－	－	0.056	－	－	0.002	－	－	0.001	JIS K 0102(2016) 54.4
六価クロム	mg/L	0.05以下	－	－	－	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	0.01	JIS K 0102(2016) 65.2.5
砒素	mg/L	0.01以下	0.020	－	－	0.005	－	－	0.006	－	－	0.006	－	－	0.001	JIS K 0102(2016) 61.4
総水銀	mg/L	0.0005以下	－	－	－	－	－	－	<0.0005	－	－	－	－	－	0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－	－	不検出 (<0.0005)	－	－	－	－	－	不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル[PCB]	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－	－	不検出 (<0.0005)	－	－	－	－	－	不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	－	－	－	－	－	－	<0.0004	－	－	－	－	－	0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	－	－	－	－	－	－	<0.01	－	－	－	－	－	0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	－	－	－	－	－	－	<0.004	－	－	－	－	－	0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	－	－	－	－	－	－	<0.1	－	－	－	－	－	0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	－	－	－	－	－	－	<0.0006	－	－	－	－	－	0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
チウラム	mg/L	0.006以下	－	－	－	－	－	－	<0.0006	－	－	－	－	－	0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003以下	－	－	－	－	－	－	<0.0003	－	－	－	－	－	0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	0.001	JIS K 0102(2016) 67.4
ほう素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	1.9	－	－	－	－	－	0.1	JIS K 0102(2016) 47.4
ふっ素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	0.53	－	－	－	－	－	0.08	JIS K 0102(2016) 34.1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	<1	－	－	－	－	－	1	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	<1	－	－	－	－	－	1	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
アンモニア性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	<1	－	－	－	－	－	1	JIS K 0102(2016) 42.3 備考5
亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	<0.3	－	－	－	－	－	0.6	JIS K 0102(2016) 43.1.2 備考3
硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	<0.3	－	－	－	－	－	0.1	JIS K 0102(2016) 43.2.5 備考9
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	－	－	－	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表8
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	0.0002	平成9年環境庁告示第10号 付表

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。
1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業 務 名 :令和6年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点:第4地下水(南)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	－	－	2024年4月24日	2024年5月15日	2024年6月11日	2024年7月3日	2024年8月6日	2024年9月3日	2024年10月2日	2024年11月6日	2024年12月3日	2025年1月9日	2025年2月5日	2025年3月6日		
採取時刻	－	－	8:55	8:50	9:55	9:35	8:44	8:36	8:35	8:35	8:41	8:30	8:40	9:14		
天候	－	－	曇り	雨	晴れ	曇り	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ		
気温	℃	－	20.9	18.4	27.5	27.7	34.8	28.0	25.0	14.0	8.0	2.0	4.0	10.1		
水温	℃	－	15.5	16.5	19.0	21.4	24.4	25.1	23.6	22.4	20.3	17.4	15.0	13.9		
塩化物イオン	mg/L	－	5000	5100	4700	4500	4300	4600	5200	4600	4800	4900	4800	5100	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	－	5.8～8.6(海域以外) 5.0～9.0(海域)	7.2(24)	7.7(24)	7.5(24)	7.2(24)	7.3(24)	7.2(24)	7.2(24)	7.2(22)	7.4(22)	7.5(21)	7.5(21)	7.6(21)	－	JIS K 0102(2016) 12.1
カドミウム	mg/L	0.003以下	－	－	－	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	0.001	JIS K 0102(2016) 55.4
全シアン	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－	－	不検出 (<0.1)	－	－	－	－	－	不検出 (0.1)	JIS K 0102(2016) 38.1.2及び38.3
鉛	mg/L	0.01以下	0.001	－	－	0.002	－	－	0.006	－	－	0.003	－	－	0.001	JIS K 0102(2016) 54.4
六価クロム	mg/L	0.05以下	－	－	－	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	0.01	JIS K 0102(2016) 65.2.5
砒素	mg/L	0.01以下	0.003	－	－	0.003	－	－	0.005	－	－	0.006	－	－	0.001	JIS K 0102(2016) 61.4
総水銀	mg/L	0.0005以下	－	－	－	－	－	－	<0.0005	－	－	－	－	－	0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－	－	不検出 (<0.0005)	－	－	－	－	－	不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル[PCB]	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－	－	不検出 (<0.0005)	－	－	－	－	－	不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	－	－	－	－	－	－	<0.0004	－	－	－	－	－	0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	－	－	－	－	－	－	<0.01	－	－	－	－	－	0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	－	－	－	－	－	－	<0.004	－	－	－	－	－	0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	－	－	－	－	－	－	<0.1	－	－	－	－	－	0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	－	－	－	－	－	－	<0.0006	－	－	－	－	－	0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
チウラム	mg/L	0.006以下	－	－	－	－	－	－	<0.0006	－	－	－	－	－	0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003以下	－	－	－	－	－	－	<0.0003	－	－	－	－	－	0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	0.001	JIS K 0102(2016) 67.4
ほう素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	1.9	－	－	－	－	－	0.1	JIS K 0102(2016) 47.4
ふっ素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	0.55	－	－	－	－	－	0.08	JIS K 0102(2016) 34.1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	3	－	－	－	－	－	1	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	3	－	－	－	－	－	1	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
アンモニア性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	<1	－	－	－	－	－	1	JIS K 0102(2016) 42.3 備考5
亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	<0.3	－	－	－	－	－	0.6	JIS K 0102(2016) 43.1.2 備考3
硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	3.4	－	－	－	－	－	0.1	JIS K 0102(2016) 43.2.5 備考9
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	－	－	－	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表8
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	0.0002	平成9年環境庁告示第10号 付表

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。
1「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業 務 名 :令和6年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点:第5地下水(北)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	2024年4月24日	2024年5月15日	2024年6月11日	2024年7月3日	2024年8月6日	2024年9月3日	2024年10月2日	2024年11月6日	2024年12月3日	2025年1月9日	2025年2月5日	2025年3月6日		
採取時刻	-	-	8:58	8:55	9:00	9:30	8:48	8:46	8:43	8:45	8:51	8:32	9:00	9:12		
天候	-	-	曇り	雨	晴れ	曇り	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ		
気温	℃	-	20.9	18.4	27.5	27.7	34.8	28.0	25.0	14.0	8.0	2.0	4.0	10.1		
水温	℃	-	16.8	17.7	19.6	22.6	23.8	25.1	23.9	22.9	21.0	18.5	15.3	15.5		
塩化物イオン	mg/L	-	5600	5700	4600	4400	4400	5100	11000	5100	4300	5200	5200	5400	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 55.4
全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	不検出 (<0.1)	-	-	-	-	-	不検出 (0.1)	JIS K 0102(2016) 38.1.2及び38.3
鉛	mg/L	0.01以下	0.009	-	0.002	-	0.012	-	0.011	-	0.017	-	0.039	-	0.001	JIS K 0102(2016) 54.4
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	JIS K 0102(2016) 65.2.5
砒素	mg/L	0.01以下	0.002	-	0.003	-	0.005	-	0.004	-	0.004	-	0.005	-	0.001	JIS K 0102(2016) 61.4
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	-	0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	不検出 (<0.0005)	-	-	-	-	-	不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル[PCB]	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	不検出 (<0.0005)	-	-	-	-	-	不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	-	-	0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	-	0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	-	0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	-	0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	-	0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	-	0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	-	0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 67.4
ほう素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	1.9	-	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 47.4
ふっ素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0.64	-	-	-	-	-	0.08	JIS K 0102(2016) 34.1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	-	1	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	-	1	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
アンモニア性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	-	1	JIS K 0102(2016) 42.3 備考5
亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.3	-	-	-	-	-	0.6	JIS K 0102(2016) 43.1.2 備考3
硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0.6	-	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 43.2.5 備考9
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	-	0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表8
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	0.0002	平成9年環境庁告示第10号 付表

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	#####	-	-	-	-		
採取時刻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11:00	-	-	-	-		
天候	-	-	-	-	-	-	-	-	-	晴	-	-	-	-		
気温	℃	-	-	-	-	-	-	-	-	18	-	-	-	-		
水温	℃	-	-	-	-	-	-	-	-	22.9	-	-	-	-		
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.4(22)	-	-	-	-	-	JIS K 0102(2016) 12.1
浮遊物質[SS]	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	1	昭和46年環境庁告示第59号 付表9
塩化物イオン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	5800	-	-	-	-	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
ダイオキシン類(毒性当量)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	0.021	-	-	-	-	-	JIS K 0312(2020)

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業 務 名 :令和6年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点:第5地下水(南)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	2024年4月24日	2024年5月15日	2024年6月11日	2024年7月3日	2024年8月6日	2024年9月3日	2024年10月2日	2024年11月6日	2024年12月3日	2025年1月9日	2025年2月5日	2025年3月6日		
採取時刻	-	-	9:09	9:04	9:20	9:10	9:05	8:55	9:15	8:55	9:05	8:55	9:15	9:00		
天候	-	-	曇り	雨	晴れ	曇り	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ		
気温	℃	-	20.9	18.4	27.5	27.7	34.8	28.0	25.0	14.0	8.0	2.0	4.0	10.1		
水温	℃	-	17.2	17.8	19.8	21.0	23.0	21.7	22.0	20.5	20.1	18.3	17.6	17.9		
塩化物イオン	mg/L	-	340	400	210	46	54	97	280	310	160	7900	9400	11000	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 55.4
全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	不検出 (<0.1)	-	-	-	-	-	不検出 (0.1)	JIS K 0102(2016) 38.1.2及び38.3
鉛	mg/L	0.01 以下	<0.001	-	0.003	-	<0.001	-	0.002	-	<0.001	-	<0.001	-	0.001	JIS K 0102(2016) 54.4
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	JIS K 0102(2016) 65.2.5
砒素	mg/L	0.01 以下	0.011	-	0.009	-	0.002	-	0.007	-	0.006	-	0.013	-	0.001	JIS K 0102(2016) 61.4
総水銀	mg/L	0.0005 以下	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	-	0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	不検出 (<0.0005)	-	-	-	-	-	不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル〔PCB〕	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	不検出 (<0.0005)	-	-	-	-	-	不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	-	-	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	-	-	0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	-	0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	-	0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	-	0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	-	0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
チウラム	mg/L	0.006 以下	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	-	0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003 以下	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	-	0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01 以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン	mg/L	0.01 以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 67.4
ほう素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 47.4
ふっ素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0.82	-	-	-	-	-	0.08	JIS K 0102(2016) 34.1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
アンモニア性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	-	1	JIS K 0102(2016) 42.3 備考5
亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0.7	-	-	-	-	-	0.6	JIS K 0102(2016) 43.1.2 備考3
硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 43.2.5 備考9
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	-	0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表8
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002 以下	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	0.0002	平成9年環境庁告示第10号 付表

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	#####	-	-	-	-		
採取時刻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13:50	-	-	-	-		
天候	-	-	-	-	-	-	-	-	-	晴れ	-	-	-	-		
気温	℃	-	-	-	-	-	-	-	-	19.0	-	-	-	-		
水温	℃	-	-	-	-	-	-	-	-	20.2	-	-	-	-		
水素イオン濃度(測定時水温℃)〔pH〕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.5(21)	-	-	-	-	-	JIS K 0102(2016) 12.1
浮遊物質〔SS〕	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	1	昭和46年環境庁告示第59号 付表9
塩化物イオン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	330	-	-	-	-	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
ダイオキシン類(毒性当量)	pg-TEQ/L	1 以下	-	-	-	-	-	-	-	0.023	-	-	-	-	-	JIS K 0312(2020)

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業 務 名 :令和6年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点:第5地下水(東)																
項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	2024年4月24日	2024年5月15日	2024年6月11日	2024年7月3日	2024年8月6日	2024年9月3日	2024年10月2日	2024年11月6日	2024年12月3日	2025年1月9日	2025年2月5日	2025年3月6日		
採取時刻	-	-	9:30	10:10	9:25	9:20	9:01	8:50	9:09	8:50	8:57	8:51	9:10	9:05		
天候	-	-	曇り	雨	晴れ	曇り	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ		
気温	℃	-	20.9	18.4	27.5	27.7	34.8	28.0	25.0	14.0	8.0	2.0	4.0	10.1		
水温	℃	-	16.9	18.3	21.4	24.0	23.1	25.9	24.4	21.7	20.3	18.1	16.4	14.8		
塩化物イオン	mg/L	-	230	190	210	200	150	5.9	21	72	150	180	180	160	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 55.4
全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	不検出 (<0.1)	-	-	-	-	-	不検出 (0.1)	JIS K 0102(2016) 38.1.2及び38.3
鉛	mg/L	0.01以下	<0.001	-	<0.001	-	0.003	-	0.014	-	0.005	-	0.005	-	0.001	JIS K 0102(2016) 54.4
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	JIS K 0102(2016) 65.2.5
砒素	mg/L	0.01以下	0.003	-	0.003	-	0.006	-	0.009	-	0.004	-	0.002	-	0.001	JIS K 0102(2016) 61.4
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	-	0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	不検出 (<0.0005)	-	-	-	-	-	不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル[PCB]	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	不検出 (<0.0005)	-	-	-	-	-	不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	-	-	0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	-	0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	-	0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	-	0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	-	0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	-	0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	-	0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 67.4
ほう素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 47.4
ふっ素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0.26	-	-	-	-	-	0.08	JIS K 0102(2016) 34.1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	-	1	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	-	1	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
アンモニア性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	-	1	JIS K 0102(2016) 42.3 備考5
亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0.4	-	-	-	-	-	0.6	JIS K 0102(2016) 43.1.2 備考3
硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0.5	-	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 43.2.5 備考9
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	-	0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表8
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	0.0002	平成9年環境庁告示第10号 付表

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	-	-	2024年6月11日	-	-	-	-	#####	-	-	-	-		
採取時刻	-	-	-	-	9:45	-	-	-	-	14:00	-	-	-	-		
天候	-	-	-	-	晴れ	-	-	-	-	晴れ	-	-	-	-		
気温	℃	-	-	-	23.2	-	-	-	-	19.0	-	-	-	-		
水温	℃	-	-	-	18.2	-	-	-	-	22.2	-	-	-	-		
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	-	-	-	-	11.9(23)	-	-	-	-	9.7(21)	-	-	-	-	-	JIS K 0102(2016) 12.1
浮遊物質[SS]	mg/L	-	-	-	32	-	-	-	-	19	-	-	-	-	1	昭和46年環境庁告示第59号 付表9
塩化物イオン	mg/L	-	-	-	200	-	-	-	-	69	-	-	-	-	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
ダイオキシン類(毒性当量)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	0.084	-	-	-	-	0.070	-	-	-	-	-	JIS K 0312(2020)

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業 務 名 : 令和6年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点 : 第5保有水

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	2024年4月24日	2024年5月15日	2024年6月11日	2024年7月3日	2024年8月6日	2024年9月3日	2024年10月2日	2024年11月6日	2024年12月3日	2025年1月9日	2025年2月5日	2025年3月6日		
採取時刻	-	-	9:21	9:12	9:50	9:05	9:33	9:02	9:25	9:03	9:13	9:03	9:40	8:55		
天候	-	-	曇り	雨	晴れ	曇り	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ		
気温	℃	-	20.9	18.4	27.5	27.7	34.8	28.0	25.0	14.0	8.0	2.0	4.0	10.1		
水温	℃	-	17.3	17.8	19.4	20.1	20.6	24.3	21.7	21.6	18.0	17.6	16.7	15.5		
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	-	5.8～8.6(海域以外) 5.0～9.0(海域)	7.2(24)	7.0(24)	—	6.9(23)	6.8(24)	6.9(24)	6.9(23)	—	7.6(22)	6.9(23)	7.0(21)	7.0(20)	-	JIS K 0102(2016) 12.1
生物化学的酸素要求量[BOD]	mg/L	60以下	5	5	3	3	2	7	5	2	3	2	8	7	1	JIS K 0102(2016) 21, 32.3
化学的酸素要求量[CODMn]	mg/L	90以下	16	15	19	19	25	19	25	22	24	23	23	24	1	JIS K 0102(2016) 17
浮遊物質[SS]	mg/L	60以下	14	18	-	17	44	18	36	-	27	36	51	40	1	昭和46年環境庁告示第59号 付表9
砒素	mg/L	0.01以下	0.006	-	0.005	-	0.011	-	0.023	-	0.003	-	0.004	-	0.001	JIS K 0102(2016) 61.4
鉛	mg/L	0.1以下	0.009	-	0.009	-	0.012	-	0.007	-	0.006	-	0.007	-	0.01	JIS K 0102(2016) 54.3

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	-	-	2024年6月11日	-	-	-	-	#####	-	-	-	-		
採取時刻	-	-	-	-	9:10	-	-	-	-	11:25	-	-	-	-		
天候	-	-	-	-	晴れ	-	-	-	-	晴れ	-	-	-	-		
気温	℃	-	-	-	23.2	-	-	-	-	18.5	-	-	-	-		
水温	℃	-	-	-	13.5	-	-	-	-	21.6	-	-	-	-		
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	-	-	-	-	7.8(23)	-	-	-	-	7.0(21)	-	-	-	-	-	JIS K 0102(2016) 12.1
浮遊物質[SS]	mg/L	-	-	-	22	-	-	-	-	21	-	-	-	-	1	昭和46年環境庁告示第59号 付表9
塩化物イオン	mg/L	-	-	-	140	-	-	-	-	170	-	-	-	-	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
ダイオキシン類(毒性当量)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	0.049	-	-	-	-	0.13	-	-	-	-	-	JIS K 0312(2020)

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。

- 1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量がーリットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

業 務 名 : 令和6年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点: 第5放流水

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	2024年4月24日	2024年5月15日	2024年6月11日	2024年7月3日	2024年8月6日	2024年9月3日	2024年10月2日	2024年11月6日	2024年12月3日	2025年1月9日	2025年2月5日	2025年3月6日		
採取時刻	-	-	9:19	9:10	9:45	8:55	9:22	9:01	9:22	9:00	9:10	9:00	9:35	8:50		
天候	-	-	曇り	雨	晴れ	曇り	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ		
気温	℃	-	20.9	18.4	27.5	27.7	34.8	28.0	25.0	14.0	8.0	2.0	4.0	10.1		
水温	℃	-	18.0	18.4	20.4	22.0	24.4	24.3	23.7	20.9	17.7	13.3	11.7	13.9		
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	-	5.8～8.6(海域以外) 5.0～9.0(海域)	8.0(24)	7.8(24)	8.1(20)	7.6(23)	7.5(24)	7.5(24)	7.7(23)	—	8.0(23)	7.6(20)	7.7(20)	7.7(20)	-	JIS K 0102(2016) 12.1
生物化学的酸素要求量[BOD]	mg/L	60以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	JIS K 0102(2016) 21. 32.3
化学的酸素要求量[CODMn]	mg/L	90以下	8.5	7.6	11	7.9	10	8.7	9.9	9.5	9.7	10	13	12	1	JIS K 0102(2016) 17
浮遊物質[SS]	mg/L	60以下	1	2	10	1	2	2	<1	-	1	<1	8	1	1	昭和46年 環境庁告示第59号 付表9
窒素含有量(T-N)	mg/L	120(日間平均60)以下	18	16	16	16	23	19	28	16	16	20	22	25	0.5	JIS K 0102(2016) 45.2 準拠
燐含有量(T-P)	mg/L	16(日間平均8)以下	<0.02	0.02	0.03	0.03	<0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	JIS K 0102(2016) 46.3.1 準拠
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3000以下	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	100	昭和37年 建設省・厚生省令第1号 別表1
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	-	-	-	-	-	-	<0.003	-	-	-	-	-	0.01	JIS K 0102(2016) 55.4
シアン化合物	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 38.1.2及び38.3
有機燐化合物	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	-	0.1	昭和49年環境庁告示第64号 付表1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	-	0.01	JIS K 0102(2016) 54.4
六価クロム化合物	mg/L	0.2以下	-	-	-	-	-	-	<0.02	-	-	-	-	-	0.05	JIS K 0102(2016) 65.2.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	-	0.01	JIS K 0102(2016) 61.4
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	-	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	不検出 (<0.0005)	-	-	-	-	-	不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	-	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	-	0.03	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	-	0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	-	-	-	-	-	-	<0.02	-	-	-	-	-	0.02	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	-	0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	-	0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4以下	-	-	-	-	-	-	<0.04	-	-	-	-	-	0.04	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	-	-	-	-	-	-	<0.3	-	-	-	-	-	0.3	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	-	-	-	-	-	-	<0.006	-	-	-	-	-	0.006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テウラム	mg/L	0.06以下	-	-	-	-	-	-	<0.006	-	-	-	-	-	0.006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジシ	mg/L	0.03以下	-	-	-	-	-	-	<0.003	-	-	-	-	-	0.003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	-	-	-	-	-	-	<0.02	-	-	-	-	-	0.02	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	-	0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	-	0.01	JIS K 0102(2016) 67.4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	5以下	-	-	-	-	-	-	<0.5	-	-	-	-	-	0.5	昭和49年環境庁告示第64号 付表4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	30以下	-	-	-	-	-	-	<0.5	-	-	-	-	-	0.5	昭和49年環境庁告示第64号 付表4
フェノール類含有量	mg/L	5以下	-	-	-	-	-	-	<0.5	-	-	-	-	-	0.5	JIS K 0102(2016) 28.1
銅含有量	mg/L	3以下	-	-	-	-	-	-	<0.3	-	-	-	-	-	0.3	JIS K 0102(2016) 52.4
亜鉛含有量	mg/L	2以下	-	-	-	-	-	-	<0.2	-	-	-	-	-	0.2	JIS K 0102(2016) 53.4
溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	-	1	JIS K 0102(2016) 57.4 備考12
溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	-	1	JIS K 0102(2016) 56.4 備考8
クロム含有量	mg/L	2以下	-	-	-	-	-	-	<0.2	-	-	-	-	-	0.2	JIS K 0102(2016) 65.1.5
ほう素及びその化合物	mg/L	50以下(海域以外)	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	-	1	JIS K 0102(2016) 47.4
ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下(海域以外)	-	-	-	-	-	-	<0.8	-	-	-	-	-	0.8	JIS K 0102(2016) 34.1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	25	-	-	-	-	-	3	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
アンモニア、アンモニウム化合物	mg/L	200以下	-	-	-	-	-	-	25	-	-	-	-	-	3	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	-	1	JIS K 0102(2016) 42.3 備考5
アンモニア性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.3	-	-	-	-	-	0.3	JIS K 0102(2016) 43.1.2 備考3
亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	25	-	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 43.2.5 備考9
硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.05	-	-	-	-	-	0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表8
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	0.0002	平成9年環境庁告示第10号 付表
塩化ビニルモノマー	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	-	-

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	#####	-	-	-	-		
採取時刻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11:10	-	-	-	-		
天候	-	-	-	-	-	-	-	-	-	晴れ	-	-	-	-		
気温	℃	-	-	-	-	-	-	-	-	18.5	-	-	-	-		
水温	℃	-	-	-	-	-	-	-	-	20.9	-	-	-	-		
水素イオン濃度(測定時水温)[pH]	-	5.8～8.6(海域以外) 5.0～9.0(海域)	-	-	-	-	-	-	-	7.7(21)	-	-	-	-	-	JIS K 0102(2016) 12.1
浮遊物質[SS]	mg/L	60以下	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	1	昭和46年 環境庁告示第59号 付表9
塩化物イオン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	250	-	-	-	-	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
ダイオキシン類(毒性当量)	pg-TEQ/L	10以下	-	-	-	-	-	-	-	0.00096	-	-	-	-	-	JIS K 0312(2020)

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第1号)による。

- 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量がーリットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

業 務 名 : 令和6年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点: 第4浸透水

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	－	－	2024年4月24日	2024年5月15日	2024年6月11日	2024年7月3日	2024年8月6日	2024年9月3日	2024年10月2日	2024年11月6日	2024年12月3日	2025年1月9日	2025年2月5日	2025年3月6日		
採取時刻	－	－	9:02	8:58	9:05	9:40	8:52	8:40	8:53	8:40	8:46	8:41	8:45	9:15		
天候	－	－	曇り	雨	晴れ	曇り	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ		
気温	℃	－	20.9	18.4	27.5	27.7	34.8	28.0	25.0	14.0	8.0	2.0	4.0	10.1		
水温	℃	－	16.9	18.2	20.5	22.3	24.4	25.7	26.4	23.1	19.9	16.9	13.3	13.8		
塩化物イオン	mg/L	－	8.3	8.0	10	7.9	9.0	8.2	10	7.9	8.1	8.6	9.6	10	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	－	5.8～8.6(海域以外) 5.0～9.0(海域)	8.1(24)	7.7(24)	7.8(23)	7.3(23)	7.6(24)	7.2(24)	7.5(24)	7.2(22)	7.2(23)	7.3(24)	7.5(20)	7.3(21)	－	JIS K 0102(2016) 12.1
生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下 (浸透水は20以下)	1	2	1	2	<1	1	1	<1	2	<1	<1	1		JIS K 0102(2016) 21, 32.3
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－		JIS K 0102(2016) 55.4
全シアン	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－	－	不検出 (<0.1)	－	－	－	－	－	不検出 (0.1)	JIS K 0102(2016) 38.1.2及び38.3
鉛	mg/L	0.01以下	0.001	－	0.001	－	0.001	－	0.003	－	<0.001	－	<0.001	－	0.001	JIS K 0102(2016) 54.4
六価クロム	mg/L	0.05以下	－	－	－	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	0.01	JIS K 0102(2016) 65.2.4
砒素	mg/L	0.01以下	0.007	－	0.007	－	0.008	－	0.011	－	0.006	－	0.004	－	0.001	JIS K 0102(2016) 61.4
総水銀	mg/L	0.0005以下	－	－	－	－	－	－	<0.0005	－	－	－	－	－	0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－	－	不検出 (<0.0005)	－	－	－	－	－	不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル[PCB]	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－	－	不検出 (<0.0005)	－	－	－	－	－	不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	－	－	－	－	－	－	<0.0004	－	－	－	－	－	0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	－	－	－	－	－	－	<0.01	－	－	－	－	－	0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	－	－	－	－	－	－	<0.004	－	－	－	－	－	0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	－	－	－	－	－	－	<0.1	－	－	－	－	－	0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	－	－	－	－	－	－	<0.0006	－	－	－	－	－	0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
チウラム	mg/L	0.006以下	－	－	－	－	－	－	<0.0006	－	－	－	－	－	0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003以下	－	－	－	－	－	－	<0.0003	－	－	－	－	－	0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	0.001	JIS K 0102(2016) 67.3
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	－	－	－	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表8
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	0.0002	平成9年環境庁告示第10号 付表

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。
1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業 務 名 : 令和6年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点: 放流口吐出水

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	-	-	-	2024年7月3日	-	-	-	-	-	2025年1月9日	-	-		
採取時刻	-	-	-	-	-	10:05	-	-	-	-	-	8:47	-	-		
天候	-	-	-	-	-	曇り	-	-	-	-	-	曇り	-	-		
気温	℃	-	-	-	-	27.7	-	-	-	-	-	2.0	-	-		
水温	℃	-	-	-	-	21.6	-	-	-	-	-	13.8	-	-		
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	-	5.8～8.6(海域以外) 5.0～9.0(海域)	-	-	-	7.7(22)	-	-	-	-	-	7.9(21)	-	-	-	JIS K 0102(2016) 12.1
生物化学的酸素要求量[BOD]	mg/L	60以下	-	-	-	3	-	-	-	-	-	<1	-	-	1	JIS K 0102(2016) 21, 32.3
化学的酸素要求量[CODMn]	mg/L	90以下	-	-	-	7.8	-	-	-	-	-	11	-	-	1	JIS K 0102(2016) 17
浮遊物質量[SS]	mg/L	60以下	-	-	-	1	-	-	-	-	-	<1	-	-	1	昭和46年環境庁告示第59号 付表9
窒素含有量[T-N]	mg/L	120(日間平均60) 以下	-	-	-	3.0	-	-	-	-	-	20	-	-	0.5	JIS K 0102(2016) 45.2 準用
燐含有量[T-P]	mg/L	16(日間平均8) 以下	-	-	-	0.21	-	-	-	-	-	0.04	-	-	0.02	JIS K 0102(2016) 46.3.1 準用
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3000以下	-	-	-	<100	-	-	-	-	-	<100	-	-	100	昭和37年建設省・厚生省令第1号 別表1

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。

4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量がーリットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。